

下記注意事項をご確認のうえ手続きをお願いします。

1. このフォームから還付申請手続きができるのは以下の公園のみとなります。

- ・ 狛師町公園
- ・ 東公園
- ・ 広陽公園

上記以外の公園については、下記窓口で手続きをお願いいたします。

- ・ 松阪市総合運動公園（松阪市総合運動公園管理事務所 電話：0598-28-6757）
- ・ 中部台運動公園（中部台管理事務所 電話：0598-26-1472）
- ・ 雲出川河川敷公園（北部教育事務所 電話：0598-48-3821）
- ・ 松ヶ崎公園（スポーツ課 電話：0598-53-4402）
- ・ 上川遊歩道公園（清掃施設課最終処分場係 電話：0598-28-7710）
- ・ 上記以外の公園 → 松阪市建設総務課（電話：0598-53-4141）

2. 使用者（予約者）と還付先口座名義が異なる場合は、委任状が必要になるため窓口で手続きをお願いいたします。

○例：

使用者（予約者）：〇〇ソフトボールクラブ 代表 松阪 太郎

還付先口座名義：嬉野 花子

3. 以下の基準にて還付金を計算します。

- ・ 雨天や荒天など自己の責によらない理由の場合…100%
- ・ 都合が悪くなったなどの利用者の都合でキャンセルする場合で、5日前までに申請した場合…80%
- ・ 都合が悪くなったなどの利用者の都合でキャンセルする場合で、4日前から前日までに申請した場合…50%

※利用者の都合によるキャンセルで前日までに申請されなかった場合は還付いたしません。あらかじめご了承ください。

4. その他

申請後、かならず還付されるとは限りません。あらかじめご了承ください。還付ができる場合は、申請日から原則 30 日以内に指定の口座に振り込みをします。支払い通知書などは送付されませんので、通帳記帳などでご確認ください。